

旧島田小学校跡地の活用について

1 旧島田小学校跡地の活用

高齢者や障害者が住みなれた地域で自立した生活を送り、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進するため、福祉事業に活用する。(高齢者の介護予防や障害者の就労支援事業を実施する施設)

2 事業の実施者

福祉事業の実施に対応できる知識、技術及び応用力を有していることが必須であるため、意欲のある民間事業者が事業を実施する。

3 事業者の選定方法

公募型のプロポーザル方式により民間事業者から事業提案を求め、最優秀となった事業者に施設等を有償譲渡する。

4 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 事業者の公募時期 | 平成 21 年 12 月ころ |
| (2) 事業者の選定時期 | 平成 22 年 2 月ころ |
| (3) 施設等の譲渡時期 | 平成 22 年 7 月ころ |
| (4) 福祉事業の開始時期 | 平成 23 年 10 月以降 |